

第 46 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
附則第9条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第101条第3項の規定は、前項第1号の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第9条の2第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。